

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 三戸 尉行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる鉄道駅 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------|---|---|
| トロッコ嵯峨駅 | <ul style="list-style-type: none"> ・階段の手摺（2段化）の整備（2026年度実施予定） ・スロープ手摺（2段化）の整備（2026年度実施予定） ・改札口から乗降ホームへの段差解消設備の整備 ・公共通路から改札内階段まで誘導ブロックの整備 ・階段手摺（2段）の整備 ※上記項目は段差解消に併せて整備（実施時期未定） ・旅客男性トイレ小便器用手摺の整備（2026年度実施予定） | <ul style="list-style-type: none"> ・トロッコ嵯峨駅 旅客トイレ手洗器 手摺設置 (男女各1箇所) 2026年3月 |
| トロッコ嵐山駅 | | |
| トロッコ保津峡駅 | | |
| トロッコ亀岡駅 | | |

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------|------------------------------|----------|
| マニュアルの更新 | 必要に応じてマニュアルの更新を実施 | 更新項目なし |
| 研修等の実施 | マニュアルに応じた研修等の実施を計画 | 手話研修の実施 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------------------|------------------------------|-------------|
| 障害者の接遇に関する民間資格を持つ社員の増強 | ユニバーサルマナー研修受講の奨励 | 2025年度4名が受講 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----------------------------------|---|-------------------------|
| 高齢者、障害者のお客様がわかりやすい案内設備でスムーズな動線の確保 | 案内表示場所や方法を見直すことにより高齢者、障害者を含めすべてのお客様にわかりやすい案内設備とし、特に異常時のスムーズな動線の確保に努める | 発車標のデジタルサイネージ化など案内設備の改良 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|--------------|------------------------------|------------------------|
| 接客社員を対象とした研修 | 高齢者、障害者の接客向上につながる研修の実施 | 手話研修の実施、ユニバーサルマナー研修の受講 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------|------------------------------|----------|
| ポスターの掲出 | バリアフリーに関する各種ポスター等の掲出 | 継続して掲出 |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

移動円滑化の推進に向け、運輸課長を中心に諸施策を実施していく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで掲載する。

(4) その他

中長期的な経営に関する計画と連動させ、毎年取組みを進めていく。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。 | |
| (2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | ○ |

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 三戸 尉行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる鉄道車両 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----------|--|----------|
| | 当社の現行車両は国鉄貨車を改造し開業当初から使用していますが、以前から「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、車椅子スペース、車間転落防止設備等を設けてきました。現在、「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両更新に向け準備を進めております。今後は、車両更新時（2027年春予定）に、「公共交通移動等円滑化基準」に適合した車両が投入できるよう計画を進めてまいります。 | 同左 |

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------|------------------------------|----------|
| マニュアルの更新 | 必要に応じてマニュアルの更新を実施 | 更新項目なし |
| 研修等の実施 | マニュアルに応じた研修等の実施を計画 | 手話研修の実施 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------------------|------------------------------|-------------|
| 障害者の接遇に関する民間資格を持つ社員の増強 | ユニバーサルマナー研修受講の懲愆 | 2025年度4名が受講 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------------------------------|--|-------------------------|
| 高齢者、障害者のお客様がわかり易い案内設備でスムーズな動線の確保 | 案内表示場所や方法を見直すことにより高齢者、障害者を含めすべてのお客様にわかり易い案内設備とし、特に異常時のスムーズな動線の確保に努める | 発車標のデジタルサイネージ化など案内設備の改良 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|--------------|------------------------------|------------------------|
| 接客社員を対象とした研修 | 高齢者、障害者の接遇向上につながる研修の実施 | 手話研修の実施、ユニバーサルマナー研修の受講 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------|------------------------------|----------|
| ポスターの掲出 | バリアフリーに関する各種ポスター等の掲出 | 継続して掲出 |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

移動円滑化の推進に向け、運輸課長を中心に諸施策を実施していく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで掲載する。

(4) その他

中長期的な経営に関する計画と連動させ、毎年取組みを進めていく。

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

| 鉄道の種類 | 事業の用に供している編成数 (両) | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両) | 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数 | 便所のある編成数 | 便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数 | 案内装置のある編成数 | 車両間転落防止設備のある編成数 |
|-----------|----------------------|-------------------------------|---------------------------------------|----------|--------------------------|------------|-----------------|
| 普通鉄道(その他) | 1 編成 (5) (両) | 0 編成 (両) | 1 編成 | 0 編成 | 0 編成 | 0 編成 | 1 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| | 編成 (両) | 編成 (両) | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 | 編成 |
| (合計) | 0 編成 0 (両) | 0 編成 0 (両) | 1 編成 | 0 編成 | 0 編成 | 0 編成 | 1 編成 |

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|---|
| (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | |
| (2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | ○ |